環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官） **第三条**　（略） ２～５　（略） ６　環境教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（環境の保全に関する事業者及び国民の理解を深めるための教育及びこれらの者の学習の振興（以下「環境教育等の振興」という。）並びに国民又は営利を主たる目的としない民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（以下「非営利環境保全活動」という。）の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。 二～五　（略） ７・８　（略） （環境金融推進室） **第四条**　環境経済課に、環境金融推進室を置く。 ２　環境金融推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に関するもの（環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの並びに他局の所掌に属するものを除く。）のうち金融に関する施策に係るものに限る。）。 二　環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に関するもの（環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの並びに他局の所掌に属するものを除く。）のうち金融に関する施策に係るものに限る。）。 ３　環境金融推進室に、室長を置く。 （保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び熱中症対策室） **第七条**　（略） ２～８　（略） ９　熱中症対策室に、室長を置く。 （特別国際交渉官） **第九条**　（略） ２　特別国際交渉官は、命を受けて、地球環境保全について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、地球環境保全に関する政策の企画及び立案の支援を行う。	（企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官） **第三条**　（略） ２～５　（略） ６　環境教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（環境の保全に関する事業者及び国民の理解を深めるための教育及びこれらの者の学習の振興（以下この項において「環境教育等の振興」という。）並びに国民又は営利を主たる目的としない民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（以下この項において「非営利環境保全活動」という。）の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。 二～五　（略） ７・８　（略） （市場メカニズム室） **第四条**　環境経済課に、市場メカニズム室を置く。 ２　市場メカニズム室は、環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関する事務（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法第二十二条に定めるところにより行う事務に限る。）をつかさどる。 ３　市場メカニズム室に、室長を置く。 （保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び熱中症対策室） **第七条**　（略） ２～８　（略） ９　熱中症対策室に室長を置く。 （特別国際交渉官） **第九条**　（略） ２　特別国際交渉官は、命を受けて、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この項、次条第二項第一号及び第二号並びに第十二条第二項において同じ。）の防止について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、地球温暖化の防止に関する政策の企画及び立案の支援を行う。